

「ふくい園芸カレッジ」平成30年度新規就農コース研修生募集要項

1 目 的

作物の栽培から販売まで一貫して行う模擬経営と栽培や経営の知識研修を組み合わせた実践力を重視した研修を行い、本県園芸生産のリーダーとなるよう支援する。

2 対 象 者 新たに園芸で新規就農を目指す者

3 期 間 原則2年以内（基本、月から金曜日の毎日、土日祝日は当番制）
（ただし、1年経過後、里親農家研修に移行できます。）

4 研修品目 ふくい園芸カレッジが指定する園芸推進品目
（トマト、メロン等施設野菜、ダイコン等露地野菜）

5 定員（年齢） 30人（おおむね60歳未満）

6 研 修 費 無 料

（ただし、教科書代、傷害保険料、模擬経営にかかる肥料や農薬等の実費は、各自負担）

7 研修概要

(1) 場 所 ふくい園芸カレッジ（福井県あわら市井江葎50-8）

(2) 研修内容

① 模擬経営研修

a 施設コース

・ 1年目 ハウス1棟（180㎡）、露地10aで模擬経営

・ 2年目 ハウス2棟（360㎡）、露地10aで模擬経営

※なお、研修用のハウスや露地には限りがあるため、申込多数の場合は、ハウス1棟を研修生同士で共用するなど全体調整をする場合があります。

b 露地コース

・ 1年目 露地10aで模擬経営

・ 2年目 露地20aで模擬経営

☆ 模擬経営研修とは……

- ◇ 研修生が自己責任で生産から販売まで行い、収益は研修生に帰属します。
- ◇ 研修圃場での生産および出荷資材等の経費は研修生の負担とします。
- ◇ ふくい園芸カレッジの機械・施設を利用できます。

② 知識習得研修

- ・ 技術力研修 野菜栽培論、花き栽培論、果樹栽培論、植物生理、病虫害の診断と防除、雑草防除、農薬の正しい使い方、土壌診断、土壌肥料など

- ・ 経営能力研修 農業政策、経営戦略、経営分析、6次産業化、マーケティング、農業簿記、雇用管理、農業金融制度、農地制度など
- ・ 販売力研修 農産物の市場・流通、直販、ネット販売、契約流通、販売実習など

③ 農業機械研修 農業機械操作技術、大型特殊運転技術、けん引運転技術など

④ コミュニケーション研修

コミュニケーション力向上、地域農家との意見交換

(3) 講師、スタッフ ふくい園芸カレッジ指導員、外部講師他

8 申込締切 平成30年3月30日（金）

9 申込方法

別紙「新規就農コース研修申込書」に必要事項を記入し、福井県地域農業課農業人材確保グループ、ふくい農林水産支援センター、または各農林総合事務所等に申し込んでください。

10 選考面接 詳細な場所・日程等について、別途通知します。

11 宿 舎 民間の不動産業者をご利用ください。

12 研修期間の支援

研修期間中に資金、奨励金の支援を受けることができます。

◇ 農業次世代人材投資資金（準備型）（対象者：就農予定時の年齢が45歳未満の方）

・ 給付額 年間150万円、最長2年間

※ 研修後、就農しなかった場合は、資金の全額を返還しなければならない。

◇ 研修奨励金（対象者：就農予定時の年齢が60歳未満の方）

県外から福井に移り住んで研修を開始する場合、研修奨励金を支給します。

・ 支給額 年間60万円、最長2年間

※ 研修後、福井県で就農しなかった場合は、奨励金の全額が返還となります。

◇ 県単就農給付金（準備型）（対象者：就農予定時の年齢が45歳以上60歳未満の方）

ふくい園芸カレッジの研修生で県外から福井県に移り住んで研修を開始する場合、県単就農給付金を支給します。

・ 給付額 年間90万円、最長2年間

※ 研修後、福井県で就農しなかった場合は、奨励金の全額が返還となります。

◇ 就農支援 就農に向けた相談活動、関係機関との連絡調整等の支援を行います。

13 就農後の支援

就農後に資金・給付金、補助事業の支援を受けることができます。

- ◇ 農業次世代人材投資資金（経営開始型）（対象者：就農時の年齢が 45 歳未満の方）
研修終了後、独立・自営就農する場合には、要件を満たせば資金の交付を受けられます。
 - ・ 給付額 年間 150 万円、最長 5 年間
 - ※ 国が示す交付要件を満たさない場合は、交付停止となります。

- ◇ 就農奨励金（対象者：就農時の年齢が 45 歳以上 60 歳未満の方）
就農初期の早期経営安定化のため、奨励金を支給します。
 - 非農家出身者 1 年目 180 万円、2 年目 120 万円、3 年目 60 万円
 - 兼業農家出身者 1 年間 180 万円
 - 専業農家出身者 1 年間 60 万円
 - ※ 奨励金受給終了後、3 年間営農を継続しない場合、返還

- ◇ 新規就農者住宅確保支援事業（対象者：就農時の年齢が 45 歳以上 60 歳未満の方）
県外から福井県に移住した新規就農者に家賃の一部を助成します。
 - ・ 補助率 県：1/4、市町：1/4（事業費上限 53 千円/月、最長 3 年間）

- ◇ 小農具等整備事業
非農家出身の新規就農者（就農 3 年以内）が、必要な小農具等の整備を行う場合、事業費の助成制度があります。
 - ・ 補助率 県：1/4、市町：1/4（事業費上限 100 万円）

- ◇ 新規就農者融資主体型補助事業
新規就農者（就農 5 年以内）が融資を受け農業用機械等を導入する場合、融資残について助成制度があります。
 - ・ 補助率 国：3/10、県：1/8～1/6、市町：1/8～1/6
または、 県：1/4～1/3、市町：1/4～1/3

- ◇ 青年等就農資金
就農計画が市町長から認定され、農業機械等を購入する場合、資金を活用できます。
 - 青年等就農資金 上限 3,700 万円 償還(据置)期間 12 (5) 年以内、無利子

問合せ、申込み先

事業所名	所在地	TEL/FAX Email	管轄区域
福井県地域農業課 農業人材確保グループ	〒910-8580 福井県大手 3-17-1 (福井県庁 8階)	0776-20-0433/0776-20-0651 chinou@pref.fukui.lg.jp	県内全域
ふくい農林水産支援センター 農業人材育成課	〒918-8215 福井市辺操 52-21 ※平成 29 年 11 月から 〒910-0003 福井市松本 3-16-10 (福井合同庁舎 4階)	0776-21-8311/0776-23-0931 fukuiikusei13610@arrow.ocn.ne.jp	
福井農林総合事務所 農業経営支援部	〒910-8555 福井市松本 3-16-10 (福井合同庁舎 4階)	0776-21-8207/0776-27-7269 fuku-noso@pref.fukui.lg.jp	福井市 永平寺町
坂井農林総合事務所 農業経営支援部	〒910-8511 坂井市三国町水居 17-45 (坂井合同庁舎 4階)	0776-81-3222/0776-81-2769 saka-noso@pref.fukui.lg.jp	あわら市 坂井市
奥越農林総合事務所 農業経営支援部	〒912-0016 大野市友江 11-10 (奥越合同庁舎 2階)	0779-65-1282/0779-65-8196 oku-noso@pref.fukui.lg.jp	大野市 勝山市
丹南農林総合事務所 農業経営支援部	〒915-0882 越前市上太田町 41-5 (南越合同庁舎 3階)	0778-23-4534/0778-22-4862 tan-noso@pref.fukui.lg.jp	越前市 鯖江市 池田町 南越前町
丹南農林総合事務所 丹生技術経営支援課	〒916-0147 丹生郡越前町内郡 14-36 (丹南農林総合事務所丹生分庁舎)	0778-34-1790/0778-34-2718 tan-noso@pref.fukui.lg.jp	越前町
嶺南振興局二州農林部	〒914-0811 敦賀市中央町 1-7-42 (敦賀合同庁舎 2階)	0770-22-5027/0770-23-8639 nisyunou@pref.fukui.lg.jp	敦賀市 美浜町 若狭町 (旧三方町)
嶺南振興局農業経営支援部	〒917-0297 小浜市遠敷 1-101 (若狭合同庁舎 2階)	0770-56-2221/0770-56-3296 nougyo-k@pref.fukui.lg.jp	小浜市 高浜町 おおい町 若狭町 (旧上中町)